

環境省 同時発表

2022 年 8 月 23 日

小型家電リサイクル法に基づくりサイクルの実施状況等 について取りまとめました(令和 2 年度分)

経済産業省及び環境省は、市町村及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)に基づく認定事業者が回収した使用済小型電子機器等(小型家電)の量及び再資源化された量を公表しています。令和 2 年度における、回収量は 102,489 トンとなり、令和元年度に比べて 4%増加し、小型家電リサイクル法施行以来最多となりました。また、回収された小型家電から再資源化された金属の量は 52,222 トンとなりました。

1. 小型家電リサイクル法の概要

平成 25 年 4 月に施行された小型家電リサイクル法は、パソコン、携帯電話、デジタルカメラやゲーム機等の小型家電に含まれるレアメタルや有用金属等を回収し、再資源化を促進することを目的としています。

小型家電は、市町村による回収のほか、経済産業省及び環境省の認定を受けた認定事業者が、家電量販店等を通じて家電量販店等の店頭や商品配送時に小型家電を引き取ったり、消費者が小型家電を持ち込む拠点を設置してしたりして、回収しています。(資料 1 参照)

2. 小型家電の回収実績

令和 2 年度に、市町村及び認定事業者が回収した小型家電は 102,498 トン(前年度比 4%増)となり、内訳は市町村による回収量が 61,646 トン(前年度比 5%増)、認定事業者による回収量が 40,844 トン(前年度比 2%増)となっています。(資料 2 参照)

3. 認定事業者による再資源化実績

令和 2 年度に認定事業者が引き取った小型家電は 101,942 トンとなり、うち 2,009 トンが再使用されています。また再使用された分を除いた 99,933 トンが認定事業者によって処理されており、うち再資源化された金属の重量は 52,222 トン(前年度比 10%増)、再資源化されたプラスチックの重量は 7,529 トン(前年度比 29%増)となっています。(資料 3 参照)

(本発表資料のお問合せ先)

産業技術環境局資源循環経済課長 田中

担当者: 小川、岩淵

電話: 03-3501-1511(内線 3561~3564)

03-3501-4978(直通)

03-3501-9489(FAX)